

各保育・教育施設設置者 様
施設長・園長 様

横浜市こども青少年局
保育・教育運営課長

保育中の安全管理について（依頼）

日頃より、横浜市の保育・教育行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着き、各施設では、児童の出席人数が通常に戻りつつある中、10 月以降、行方不明、置き去りの事故（※）が 7 件報告されています。そのうち 2 件は、保育中に園児が抜け出し 1 人で帰宅してしまうという事故でした。4 月からの行方不明、置き去りの事故は、11 月 22 日時点で 16 件報告されています。

園外・園内問わず児童の行方不明や置き去りは、交通事故や転落事故、夏であれば熱中症といった重大事故に結びつきかねません。

保育中の安全管理は日々行われている日常的な業務であるとともに、その安全は常に確保されていなければならない重要な業務です。

今一度、児童の安全管理について、各園で研修や職員会議を行い、安全管理の体制や方法について、再確認をお願いいたします。

※行方不明、置き去りの事故は、重大事故に結びつきかねないため、見失った時間の長さにかかわらず、横浜市に事故報告書の提出が必要です。

【 再 確 認 事 項 】

1 保育中の児童の人数把握

人数把握の手順、登降園時や保育中の人数把握の方法について確認をしてください。

保育中の人数把握は、保育の場面によって確認方法が違えることが考えられます。例えば、園外保育時や園内で児童が自由に遊んでいる時、一斉に同じ遊びをしている時など、それぞれの場面に合った把握の方法をご確認ください。

2 事故防止・事故対応マニュアルの再確認

各施設における、事故防止マニュアルの点検や具体的な手順書の確認を行ってください。

3 危機管理体制の整備

園舎内、園舎周辺、園外保育で使用する公園などに潜む危険性、死角となる場所などについて常時点検を行ってください。

4 職員間での共有

確認したマニュアルや手順書は、職員会議などで、全職員（事務職員、調理担当含む）への周知を図ってください。

5 保護者との連携

ちょっとした子どもの変化に気づけるように、日々、保護者と子どもの様子や保育の状況について共有すること、いつでも気軽に相談を受けやすくする環境をつくることが重要です。

担当	保育・教育運営課	運営指導係
電話	045-671-3564	
FAX	045-664-5479	